

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

- 規則
○技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則 一
- 福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則 四
- 福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 五
- 福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則 五
- 福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則 五
- 福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則 五
- 福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則 五
- 訓令
○福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令 六
- 福島県鳥獣保護員規程の一部を改正する訓令 六

規則

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則、福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則、福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則、福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則、福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則及び福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十四日

福島県規則第三十六号

技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部改正）

第一条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則（昭和四十八年福島県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第五條第四項中「により技能労務職員」の下に「（次項に規定する技能労務職員を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同條第五項を次のように改める。

五 五十七歳に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する技能労務職員に関する第三項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した技能労務職員であつて知事が定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、知事が別に定める基準に従い決定するものとする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第3条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員の区分	職務の等級				
	1級	2級	3級	4級	5級
再任用技能労務職員	127,500	180,100	202,300	251,700	283,400
技能労務職員以外の技能労務職員	128,400	181,600	203,700	253,000	285,300
	129,400	183,200	205,200	254,300	287,200
	130,400	184,700	206,500	255,600	289,100
	131,400	186,100	207,900	256,700	291,000
	132,400	187,700	209,300	258,100	292,900
	133,500	189,100	210,700	259,400	294,600
	134,500	190,600	212,200	260,700	296,600
	135,300	192,000	213,600	261,900	298,300
	136,300	193,200	215,300	263,200	300,200
	137,400	194,600	216,900	264,500	301,900
	138,500	195,800	218,500	265,800	303,800
	139,300	197,100	219,800	266,900	305,400
	140,400	198,200	221,300	268,200	307,200
	141,400	199,300	222,900	269,300	308,800
	142,400	200,400	224,200	270,400	310,300
	143,500	201,600	225,400	271,600	312,000
	144,800	202,700	226,200	272,800	313,600
	146,000	203,700	227,100	273,900	315,400

福島県知事 内堀 雅雄

20	147,200	204,800	228,100	274,900	317,100	58	201,700	247,000	276,600	310,400	359,400
21	148,400	205,800	229,200	276,000	318,500	59	202,800	248,000	277,700	311,300	360,300
22	149,600	206,900	230,700	277,100	319,900	60	203,800	248,900	278,800	312,000	361,000
23	150,900	208,100	232,100	278,200	321,400	61	205,000	249,900	279,900	312,600	361,700
24	152,100	209,100	233,400	279,400	322,900	62	205,900	250,900	281,000	313,300	362,400
25	153,300	210,100	234,900	280,400	324,300	63	206,800	251,800	282,000	314,100	363,100
26	154,900	211,000	236,300	281,500	325,900	64	207,800	252,700	283,200	314,800	363,900
27	156,400	211,800	237,700	282,700	327,400	65	208,500	253,600	284,100	315,300	364,500
28	158,000	212,700	239,000	283,800	328,900	66	209,300	254,500	284,900	315,800	365,000
29	159,400	213,600	240,400	284,800	330,500	67	210,100	255,300	285,800	316,400	365,500
30	160,900	214,900	241,700	286,000	331,700	68	210,900	256,000	286,600	317,000	366,000
31	162,500	216,000	243,200	287,000	333,100	69	211,500	256,800	287,500	317,700	366,400
32	164,000	216,900	244,500	288,000	334,300	70	212,100	257,500	288,300	318,100	
33	165,600	217,600	245,700	288,900	335,500	71	212,500	258,100	289,100	318,600	
34	167,400	219,000	247,100	290,000	336,400	72	213,100	258,600	289,900	319,100	
35	169,300	220,200	248,400	291,100	337,500	73	213,700	258,800	290,700	319,400	
36	171,100	221,400	249,800	292,200	338,600	74	214,400	259,200	291,400	319,900	
37	173,000	222,600	251,200	293,000	339,800	75	215,200	259,700	292,200	320,400	
38	174,700	223,900	252,500	293,900	340,900	76	216,000	260,200	293,100	320,800	
39	176,500	225,200	254,000	294,800	341,900	77	216,300	260,900	293,700	321,000	
40	178,200	226,400	255,400	295,700	343,000	78	217,000	261,300	294,300	321,400	
41	179,900	227,500	256,500	296,700	344,000	79	217,700	261,800	294,800	321,700	
42	181,300	228,700	257,900	297,700	345,000	80	218,500	262,300	295,200	322,000	
43	182,800	230,000	259,200	298,700	346,100	81	219,200	262,600	295,600	322,300	
44	184,200	231,200	260,500	299,600	347,100	82	219,900	262,900	296,000	322,600	
45	185,700	232,300	261,500	300,400	348,000	83	220,600	263,200	296,600	322,900	
46	187,200	233,600	262,600	301,300	349,000	84	221,300	263,500	297,100	323,200	
47	188,600	234,800	263,800	302,200	350,100	85	222,100	263,700	297,500	323,400	
48	190,100	235,900	265,100	303,100	351,100	86	222,800	264,000	298,100	323,800	
49	191,400	237,100	266,300	303,900	352,000	87	223,500	264,400	298,700	324,100	
50	192,600	238,300	267,500	304,600	352,900	88	224,200	264,700	299,300	324,300	
51	193,800	239,600	268,800	305,300	353,900	89	224,700	264,900	299,600	324,500	
52	195,000	240,800	269,800	306,100	354,700	90	225,400	265,100	300,200	324,900	
53	196,100	241,900	270,900	306,700	355,500	91	226,000	265,500	300,700	325,200	
54	197,300	242,900	272,100	307,600	356,300	92	226,600	265,700	301,100	325,500	
55	198,400	243,900	273,300	308,300	357,200	93	227,000	266,000	301,500	325,700	
56	199,500	244,900	274,500	309,000	357,900	94	227,500	266,400	302,000	326,000	
57	200,700	245,900	275,600	309,700	358,600	95	228,000	266,700	302,500	326,300	
						96	228,500	267,000	303,000	326,500	

97	229,200	267,200	303,300	326,700
98	229,700	267,500	303,800	327,000
99	230,200	267,700	304,300	327,300
100	230,700	268,100	304,800	327,500
101	231,300	268,400	305,200	327,700
102	231,800	268,600	305,600	
103	232,500	268,900	305,900	
104	233,100	269,200	306,200	
105	233,500	269,400	306,500	
106	234,000	269,600	307,000	
107	234,500	269,900	307,400	
108	234,900	270,100	307,800	
109	235,100	270,400	308,100	
110	235,500	270,700	308,500	
111	236,100	271,000	308,900	
112	236,600	271,200	309,200	
113	237,000	271,500	309,400	
114	237,500	271,800	309,700	
115	238,000	272,000	310,000	
116	238,500	272,200	310,200	
117	238,800	272,500	310,400	
118	239,200	272,800	310,800	
119	239,700	273,100	311,100	
120	240,100	273,400	311,300	
121	240,500	273,500	311,500	
122		273,800	311,800	
123		274,100	312,100	
124		274,400	312,300	
125		274,500	312,500	
126		274,800	312,800	
127		275,200	313,100	
128		275,500	313,300	
129		275,600	313,500	
130		275,900	313,800	
131		276,200	314,200	
132		276,500	314,400	
133		276,600	314,600	
134		276,900		

135	277,200				
136	277,500				
137	277,600				
再任用 技能労 務職員	196,800	208,300	227,300	248,700	280,300

別表第四78の項中「41」を「42」に改め、同表79の項中「42」を「43」に改め、同表80の項中「42」を「44」に改め、同表81の項及び82の項中「43」を「45」に改め、同表83の項中「44」を「46」に改め、同表84の項中「44」を「46」に、「38」を「37」に改め、同表85の項及び86の項中「45」を「47」に、「38」を「37」に改め、同表87の項及び88の項中「46」を「48」に改め、同表89の項中「47」を「49」に改め、同表90の項中「47」を「49」に、「39」を「38」に改め、同表91の項及び92の項中「48」を「50」に、「39」を「38」に改め、同表93の項及び94の項中「49」を「51」に改め、同表95の項中「50」を「52」に改め、同表96の項中「50」を「52」に、「40」を「39」に改め、同表97の項及び98の項中「51」を「53」に、「40」を「39」に改め、同表99の項及び100の項中「52」を「54」に改め、同表101の項及び102の項中「53」を「55」に改め、同表103の項中「53」を「56」に改め、同表104の項中「54」を「56」に改め、同表105の項から107の項までの規定中「54」を「57」に改め、同表108の項から110の項までの規定中「55」を「58」に改め、同表111の項中「55」を「59」に改め、同表112の項及び113の項中「56」を「59」に改め、同表114の項及び115の項中「56」を「60」に改め、同表116の項中「57」を「60」に改め、同表117の項及び118の項中「57」を「61」に改め、同表119の項及び120の項中「58」を「62」に改め、同表121の項中「59」を「63」に改め、同表125の項から133の項までの規定中「77」を「76」に改める。
(技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正)

第二条 技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則(平成二十五年福島県規則第九号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「平成二十八年三月三十一日における差額相当額」を「切替日の前日において受けていた給料月額と平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額(平成二十八年三月三十一日において受けていた給料月額が平成二十七年三月三十一日において受けていた給料月額を超える場合)にあっては、平成二十八年三月三十一日に受けていた給料月額」との差額に相当する額」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定(第五条第四項及び第五項の改正規定に限る。)は、平成二十八年一月一日から施行する。(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成二十七年四月一日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した技能労務職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、知事が定めることにより、必要な調整を行うことができる。
（給料の切替えに伴う経過措置）

3 切替日の前日から引き続き技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（同日においてその者が受けていた給料月額について、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則（平成十八年福島県規則第五十八号）附則第五項の規定により支給される給料を受けるもの及び技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則（平成二十五年福島県規則第九号）附則第四項の規定により支給される給料を受けるものを除く。）には、平成三十三年三月三十一日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日以降に新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される技能労務職員との権衡上必要があると認められるときは、当該技能労務職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

（人事課）

福島県規則第三十七号

福島県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立自然公園条例施行規則（昭和三十三年福島県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第十五条第三号中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第六号の二中「河川管理施設」の下に「（樹林帯を除く。）」を、「海岸保全施設」の下に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。）」を加え、同条第六号の三中「若しくは」を「又は」に改め、同条第八号中「防護さく」を「防護柵」に改め、同条第十号中「こう配緩和」を「勾配緩和」に改め、同条第十号の三中「給じ台」を「給餌台」に改め、同条第十七号の十四中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「その同意を得た」を「その同意を得た、若しくは協議した」に改め、同条第十七号の十五中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「許可」を「環境大臣の許可」に改め、同号の次に次の二号を加える。

二十八の十の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第五項の規定により国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により国の機関から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、

又は殺傷すること。

二十八の十の三 国指定鳥獣保護区内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第四項において読み替えて準用する同法第七条第六項の規定により環境大臣に協議し、その同意を得た指定管理鳥獣捕獲等事業又は当該指定管理鳥獣捕獲等事業の全部又は一部であつて同条第七項の規定により県から委託を受けたものとして鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第十五条第二十八号の十一中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「その同意を得た」を「その同意を得た、若しくは協議した」に改め、同条第二十八号の十二及び第二十八号の十三中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二十八の十三の二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第十四条の二第一項の規定により県が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業又は同条第七項の規定により県から委託を受けた指定管理鳥獣捕獲等事業として鳥獣を捕獲し、又は殺傷すること。

第十五条第二十八号の十四中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「その同意を得た」を「その同意を得た、若しくは協議した」に改め、同条第二十八号の二十を同条第二十八号の二十二とし、同条第二十八号の十九を同条第二十八号の二十一とし、同号の前に次の一号を加える。

二十八の二十 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

第十五条第二十八号の十八を同条第二十八号の十九とし、同条第二十八号の十七の次に次の一号を加える。

二十八の十八 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第一項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

第十五条第三十二号中「若しくは」を「又は」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条第十七号の十四、第十七号の十五及び第二十八号の十の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）、同条第二十八号の十の次に「二」を加える改正規定、同条第二十八号の十一の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）、同条第二十八号の十二の改正規定、同条第二十八号の十三の次に「一」を加える改正規定、同条第二十八号の十四の改正規定（「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める部分に限る。）は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

（自然保護課）

福島県規則第三十八号**福島県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県自然環境保全条例施行規則（昭和四十七年福島県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号ウ（中）「海岸保全施設」の下に「（堤防又は胸壁にあつては、当該施設と一体的に設置された樹林を除く。第九条第二号において同じ。）」を加え、同号ウ（四）中「施設」の下に「（樹林帯を除く。）」を加え、同条第五号イ中「ゆう出」を「湧出」に改める。

第九条第四号中「河川管理施設」の下に「（樹林帯を除く。）」を加え、同条第六号中「こう配」を「勾配」に改め、同条第九号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第十条第一号ア中「給じ台」を「給餌台」に改め、同号ク中「こう配」を「勾配」に改め、同号ケ中「防護さく」を「防護柵」に改め、同号ト中「灯ろう」を「灯籠」に改め、同条第九号中ウをオとし、オの前に次のように加える。

エ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第三章の規定による防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等を行うこと。

イ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第九条の二第二項の規定による主務大臣の許可に係る特定外来生物の放出等を行うこと。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条第九号の改正規定は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

（自然保護課）

福島県規則第三十九号**福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成八年福島県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

別表第五の1の表カドミウム及びその化合物の項中「0.01ミリグラム」を「0.003ミリグラム」に、「0.1ミリグラム」を「0.03ミリグラム」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

（水・大気環境課）

福島県規則第四十号**福島県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則**

福島県児童福祉法施行細則（昭和二十七年福島県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「第三十五条第六項」を「第三十五条第十一項」に改める。

第二十号様式中「第35条第6項」を「第35条第11項」に改める。

第二十一号様式中「第35条第7項」を「第35条第12項」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の福島県児童福祉法施行細則（以下「改正前の規則」という。）第二十号様式による届出書及び第二十一号様式による申請書は、改正後の福島県児童福祉法施行細則第二十号様式による届出書及び第二十一号様式による申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

（児童家庭課）

福島県規則第四十一号**福島県調理師法施行細則の一部を改正する規則**

福島県調理師法施行細則（昭和三十四年福島県規則第三十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「市町村」を「市」に改め、同条中「次のとおり」を「第三条の規定による願書の受理及び知事への送付」に改め、同条各号を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十二号**福島県製菓衛生師法施行細則の一部を改正する規則**

福島県製菓衛生師法施行細則（昭和四十二年福島県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

第八条の見出し中「市町村」を「市」に改め、同条中「次のとおり」を「第二条の規定による願書の受理及び知事への送付」に改め、同条各号を削る。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

（食品生活衛生課）

福島県規則第四十三号**福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則**

福島県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年福島県規則第

六十一号)の一部を次のように改正する。
 第一条第四号を同条第五号とし、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号中「住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)」を「品確法」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 認定申請住宅に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号。以下「品確法」という。)第五条第一項に規定する住宅性能評価書が交付された場合 住宅性能評価書の写し

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

(建築指導課)

訓 令

福島県訓令第十四号

本 庁 機 関

福 島 県 教 育 庁

福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程の一部を改正する訓令

福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程(昭和四十一年福島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条、第二条及び第三条(見出しを含む。)中「教育長」を「教育次長」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成二十六年法律第七十六号)附則第二条第一項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合には、同項に規定する任期中に限り、改正後の福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程第一条、第二条及び第三条の規定は適用せず、改正前の福島県教育庁の職員及び福島県教育委員会の所管に属する学校その他の教育

機関の職員の恩給に関する事務の決裁に関する規程第一条、第二条及び第三条の規定は、なおその効力を有する。
 (職員業務課福利厚生室)

福島県訓令第十五号

本 庁 機 関
出 先 機 関

福島県鳥獣保護員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成二十七年三月二十四日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県鳥獣保護員規程の一部を改正する訓令

福島県鳥獣保護員規程(昭和三十八年福島県訓令第三十二号)の一部を次のように改正する。

福島県鳥獣保護管理員規程

第一条第一項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に、「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に、「福島県鳥獣保護員」を「福島県鳥獣保護管理員」に、「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第二項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第二条第一項中「保護員」を「保護管理員」に、「及び狩猟」を「及び管理並びに狩猟」に改め、同条第二項及び第三項中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第三条各号列記以外の部分中「保護員」を「保護管理員」に改め、同条第四号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、「同条第三項」の下に「及び第四項」を加え、同条第五号中「鳥獣保護事業」を「鳥獣保護管理事業」に改め、同条第六号中「及び」の下に「管理並びに」を加える。

第四条中「保護員」を「保護管理員」に改める。

第五条中「保護員は」を「保護管理員は」に、「福島県鳥獣保護員の証」を「福島県鳥獣保護管理員の証」に、「呈示」を「提示」に改める。

第二号様式中「福島県鳥獣保護員の証」を「福島県鳥獣保護管理員の証」に、「福島県鳥獣保護員」を「福島県鳥獣保護管理員」に改める。

附 則

1 この訓令は、平成二十七年五月二十九日から施行する。ただし、第五条の改正規定(「呈示」を「提示」に改める部分に限る。)は、同年三月二十四日から施行する。

2 改正前の福島県鳥獣保護員規程第五条の規定に基づき交付された福島県鳥獣保護員の証は、改正後の福島県鳥獣保護管理員規程第五条の規定に基づき交付された福島県鳥獣保護管理員の証とみなす。
 (自然保護課)